

様式第 4 号（第 5 条関係）

変 更 契 約 調 書	
契約の相手方及び住所	三重県鳥羽市相差町 1377 上村工業 代表者 上村泰興
工 事 名	市道森田尻線配水管布設工事
工 事 場 所	鳥羽市 船津町 地内
工 事 種 別	水道工事
変 更 工 事 概 要	1号箇所 PP布設工 φ 50 L=3. 0m PP布設工 φ 40 L=43. 7m 排泥管設置工 φ 40 N=1. 0箇所 舗装工 N=1. 0式 2号箇所 排泥管設置工 φ 40 N=1. 0箇所 舗装工 N=1. 0式 3号箇所 サドル分水栓キャップ取付工 φ 25 N=1. 0箇所 舗装工 N=1. 0式
当 初 契 約 年 月 日	令 和 6 年 12 月 17 日
変 更 契 約 年 月 日	令 和 7 年 2 月 13 日
当 初 工 事 期 間	令和6年12月17日 ～ 令和7年2月28日
変 更 後 工 事 期 間	令和6年12月17日 ～ 令和7年2月28日 （元期限通り）
当 初 契 約 金 額	3, 872, 000 円（税込み）
変 更 金 額	212, 300 円（税込み）
変更後の契約金額	4, 084, 300 円（税込み）
変 更 契 約 理 由	当初設計に基づき、工事施工中のところ下記理由により変更するものとする。 ・既設舗装厚が当初設計より厚い事が判明した為、増工と変更するものである。 ・管路掘削施工中において、岩盤が確認できた為、岩掘削工を追加変更とするものである。 ・切替前の配管が鋼管であり、今後の漏水事故等を防ぐ為、分水栓での止水を追加変更とするものである。 尚、その他諸数量の移動については、上記理由によるものである。